資料２

公募要領について

2020年7月

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構
省エネルギー部　「戦略的省エネルギー技術革新プログラム」事務局
e-mail：shouene@nedo.go.jp

公募要領
基本スキーム

簡易まとめ表（提出期限・問い合わせ先）

戦略的省エネルギー技術革新プログラム

基本スキーム

2020 年度緊急追加公募　公募要領簡易まとめ表

応募に関する情報を一覧にしてまとめました。
リンクをクリックすると公募要領内の該当ページにジャンプできます。

事業種別	助成事業（詳しくはこちらをクリック） 技術開発費（税抜）＝ＮＥＤＯ助成費＋実施者負担
対象技術	エネルギー（燃料、熱、電気）の国内消費量を削減し、コロナ禍後の社会変化に資する省エネルギー関連技術開発 削減量は 2030 年度時点で 5 万 kL/年（原油換算値） 計算方法はこちらをクリック
対象事業者	日本国内に研究開発拠点を有している中小・ベンチャー企業 ※大企業・中堅企業・大学等は、委託先・共同研究先に限り参画可。 詳しくはこちらをクリック
技術開発フェーズ	実用化開発 ・技術開発費上限：３億円／件・年 ×２年 ・助成率　：２／３ ・事業期間：２年（最長２４か月間） ※ＮＥＤＯ助成費としての上限は２億円 ×２年間になります。
提出方法/期限	郵送のみ[持込厳禁]。2020 年 9 月 4 日（金）消印有効。
問い合わせ先	不明点等ございましたら、shouene@nedo. go. jp までご連絡ください。

＜応募書類受付期間＞
郵送のみ[持込厳禁]。
提出期限：9/4(金)当日消印有効。

問い合わせ先：
shouene@nedo.go.jp

P.1　１－２．目的

１－２．目的
我が国における省エネルギー型経済社会の構築及び我が国の産業競争力の強化に寄与することを目的としています。また、本事業の実施を通じて、特に、イノベーションの担い手として重要な中小・ベンチャー企業等を支援することとします。
省エネルギーに関する技術分野は多岐にわたります。そこで、「戦略的省エネルギー技術革新プログラム」は、ＮＥＤＯが策定した基本計画及び２０２０年度実施方針に基づき、経済産業省及びＮＥＤＯが定めた現行の「省エネルギー技術戦略」に掲げる産業、家庭・業務、運輸部門等の省エネルギーに資する重要技術を中心に、技術開発を強力に推進します。

尚、本緊急追加公募では、コロナ禍において、特に甚大な影響を受けている中小・ベンチャー企業に対し、コロナ禍後の社会変化に資する省エネルギー関連技術開発を支援します。

コロナ禍後の社会変化に資する省エネルギー関連技術が対象です。

P.1　1－3．（1）対象となる「エネルギー」
P.2　1－3．（3）技術開発フェーズ

1－3．事業内容

（1） 対象となる「エネルギー」

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（以下、省エネ法）に定められたエネルギ
熱、電気）を対象としています。本プログラムでは、これらの大幅な使用量削減が見込ま
開発に対し助成します。省エネ法に合致しないエネルギーは対象外です。

例えば、総エネルギー量の使用量削減を伴わない燃料転換、使用エネルギーの一部を単に、風力、太陽光等の再生可能エネルギーで代替したもの、原子力発電、バイオマス燃料製造、化学品製造の原料として用いる化石資源の削減などは対象としません。詳しくは、経済産業省資源エネルギー庁のウェブサイトを参照してください。

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/summary/

エネルギー使用量削減のない技術＆再エネは対象外。

（3） 技術開発フェーズ

本公募では、実用化開発フェーズのみを対象として公募します。
なお、採択テーマの期間は交付決定日から最長２４カ月間とします。

＜実用化開発フェーズ＞

対象：**コロナショック後の社会変化に資する省エネルギー関連技術**について、既に企業や大学等が有している技術やノウハウ等をベースとして、省エネルギーに資する応用・転用を図る技術開発です。本開発終了後、原則として３年以内に事業化（製品、サービス等の提供）を目指す実用化開発が対象です。

募集テーマは実用化開発のみ。交付期間は最長2年（交付決定から24ヶ月)以内。

P.5　２－３．実施体制

１名の**技術開発責任者**を選出。
技術開発責任者は、主任研究者候補（委託先、共同研究先は除く）から選出。

２－３．実施体制

中小・ベンチャー企業以外の法人（中堅企業・大企業、大学等）は、共同研究先及び委託先としての
み実施体制に参画可能です。

（１）　技術開発責任者を実施体制内で１名置いてください。技術開発責任者は、技術開発全体のとりまとめの他、ＮＥＤＯとの調整及び委員会等での進捗状況報告を担当していただきます。なお、技術開発責任者は主任研究者候補（委託先、共同研究先を除く）から選出してください。

（２）　複数の法人で応募される場合、各法人における役割分担及び各々の技術開発費を明確にしてください。

（３）　国立研究開発法人及び大学等から民間企業への委託等は、原則として認めません。

学術機関等から民間企業への委託・
共同研究は原則不可。

P.6　２－５．助成対象費用

委託・共同研究費は助成事業者ごとの**年間技術開発費の50%未満**とすること。
共同研究先が学術機関等の場合、費用は**NEDOが100%助成**（条件あり）。

２－５．助成対象費用

（１）　助成の対象となる費用は、課題設定型産業
す。

（２）　研究員費（労務費）は、原則として健保等級により算定します。

（３）　委託先又は共同研究先がある場合には、委託費と共同研究費の合計額を助成事業者毎の年間技術開発費総額の５０%未満とすることが必要です。

（４）　助成事業者（提案者）が学術機関（国公立研究機関、国立大学法人、公立大学法人、私立大学、高等専門学校、国立研究開発法人）等と共同研究を実施する場合には、同交付規程第６条第２項に基づき、当該共同研究費については定額助成*します。

（５）　助成事業者と委託先又は共同研究先との契約においては、委託又は共同研究に係る費用を助成事業者が全額負担（消費税を含む）する契約としてください。

＊「定額助成」とは年間技術開発費総額の１／３の額、又は５千万円のいずれか低い額を上限とし、当該経費には助成率は乗じないもの
フェーズの助成率に関わらず１００%負担
費については定率助成となります。

提案者と委託・共同研究先間の契約は、**費用は提案者が全額負担（消費税含む）する契約**とすること。

P.7　４－１．提案書及び応募書類等様式
P.8　４－２．応募書類作成における注意事項

４－１．提案書及び応募書類等様式

各応募書類と提出部数を下記に示します。様式の指定がないものを除き、ＮＥＤＯが定めた様式（ＮＥＤＯの「戦略的省エネルギー技術革新プログラム」のウェブサイトに掲載された基本スキームの最新の様式）で作成してください（古い様式のものは受け付けません）。

今年度の様式を使用し、以下に留意し作成。

- 様式1～5, 9-1, 9-2, 10は正1部、副2部が必要
- 複数の提案者がいる場合
  様式1, 7は提案者毎に作成
  様式10は体制内全法人をまとめて記載
- 提案書とともにDVD-R等の不揮発性媒体を提出
  様式2： Excel
  様式3： PowerPoint
  様式4： Word

４－２．応募書類作成における注意事項

＜全般的事項＞

（ア）	提案書等様式	：必ず本公募要領に対応する様式を使用してください。 正しい様式以外で作成された提案書は受け付けません。 （年度、何回公募であるかで様式は異なります）
（イ）	使用言語	：日本語
（ウ）	用紙	：Ａ４判縦長（横書き）で作成してください。 提出時は左綴じクリップ止めにしてください。 ホッチキス止めは行わないでください。
（エ）	使用する字体（フォント）	：内容が判読し易い字体を使用。フォントは10.5ポイントを基本としてください。
（オ）	印刷	：**モノクロ片面**印刷にて提出してください。

Ａ４判縦長（横書き）、モノクロ片面、書類を左綴じクリップ止めで提出

イメージ

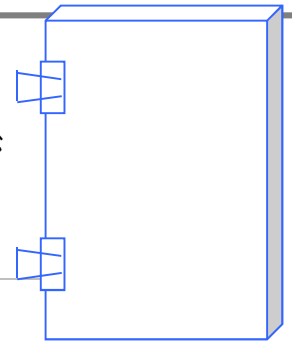

P.10　4－3．提案書類の受理及び提案書類に不備があった場合

4－3．提案書類の受理及び提案書類に不備があった場合

応募要件に合わない提案者の提案書又は不備がある提案書は受理できません。
・提出された提案書を受理した際には応募書類等受理票を提案者に郵送します。
・提出された提案書等は返却しません。
・提案書に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。
その場合は書類を返却します。

応募書類に不備がある場合、修正していただきます

＜返送用の書類・封筒の準備＞

連名提案の場合

提案者1　提案者2　提案者3

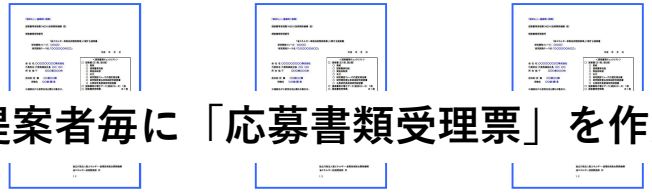

提案者毎に「応募書類受理票」を作成

「返送用封筒」を用意
※提案者別に返送を希望する場合、
2通×提案者数に相当する封筒を用意。

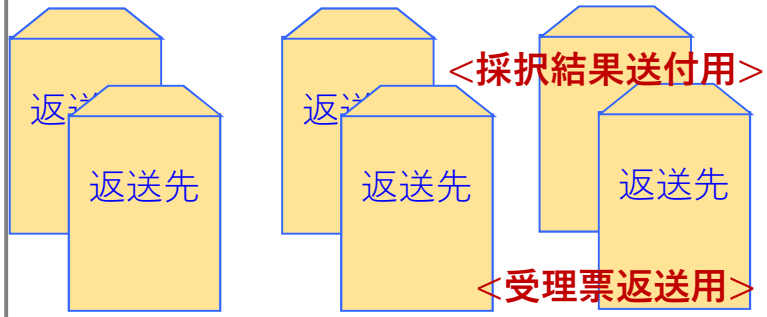

角形2号(A4判が入る大きさ)

※提案書提出後に返送先(住所、担当者等)に変更が生じた場合は再提出願います。

P.10　４－４．府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録

４－４．府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録

応募受付期間内に、e-Radへ応募基本情報の登録を完了してください。**（e-Rad ポータルサイト https://www.e-rad.go.jp/）**

手続きの概略を①～④に示します。（参考＜添付資料４＞）

①所属研究機関の登録とログインＩＤの取得

応募までに、提案者の所属する研究機関（所属研究機関）がe-Radに登録されていることが必要です。また連名提案の場合、それぞれの提案者の所属する研究機関（所属研究機関）がe-Radに登録されていることが必要です。

各所属研究機関で１名、e-Radに関する事務代表
より研究機関登録様式をダウンロードして、登録
者申請も併せて）行ってください。

登録されると、ログイン用ＩＤ（１１けた）、
及び電子証明が発行されます。なお、登録手続き
Rad操作マニュアルを参照してください。

e-Rad研究機関向けページ　システム利用に当
https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.h

e-Rad研究者向けページ　システム利用に当た
https://www.e-rad.go.jp/manual/for_researc

「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)」への登録・申請が必要。
登録は下記URL：
https://www.e-rad.go.jp/
要領に記載の手順で提出してください。

研究機関の登録手続きに２週間以上かかる場合もあります。
応募予定の方は早めに登録してください。

P.12　７－１．審査の方法
P.13　７－３．審査結果の通知及び公表

７－１．審査の方法
（１）　外部有識者による採択審査委員会とＮＥＤＯ内に設置する契約・助成審査委員会の二段階で審査します。
（２）　採択審査委員会では、提案書の内容について審査し、本事業の達成に有効と認められる助成事業者候補を選定します。
（３）　審査の過程で、プレゼンテーションの実施等をお願いする場合があります。プレゼンテーションを実施していただく場合の日時・場所等は、ＮＥＤＯから様式２に記載いただいた連絡先へ電子メールにてご連絡いたします。なお、プレゼンテーションの資料は基本スキーム指定の様式（「２０２０年度戦略的省エネルギー技術革新プログラム緊急追加公募」のウェブサイトに掲載）で作成してください。
（４）　提案内容の確認のために、説明又は追加資料の提出を求めることがあります。
（５）　契約・助成審査委員会では、採択審査委員会の結果を踏まえ、ＮＥＤＯが定める基準等に基づき、最終的に助成事業者を決定します。
（６）　助成事業者の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめご了承ください。

＜審査について＞
プレゼンテーション審査を行う場合があります。行う場合の日時、場所等はNEDO事務局より連絡します。

審査基準は、７－２をご覧ください
スケジュールは７－４をご覧ください。

７－３．審査結果の通知及び公表
（１）　採択された事業については、ＮＥＤＯから提案者に採択審査結果通知を郵送します。不採択の場合も、評価結果を添えてその旨を通知します。なお、通知の時期は２０２０年５月下旬を予定しています。
（２）　なお、採択にあたってはＮＥＤＯから条件を付す場合があります。
（３）　採択した事業に関しては、提案者名、事業名及び事業の概要をＮＥＤＯのウェブサイトに公表します
（４）　採択審査委員（評価者）の所属、氏名については採択決定後にＮＥＤＯのウェブサイトに公表します。
（５）　必要に応じてニュースリリースを行う場合があります。採択事業者が採択に係るニュースリリース等を実施する場合は事前に担当部までご相談ください。

採択テーマの概要については、原則公開します。

P.14　７－４．スケジュール
P.14　８－１．（２）交付申請書作成にあたっての制限

７－４．スケジュール

２０２０年

９月４日(金)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・提出期限（当日消印有効）

１０月（予定）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・外部有識者による採択審査委員会

１１月（予定）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・採択結果の決定及び通知

１１月～１２月（予定）・・・・・・・・・・・・交付決定・事業開始

（２）交付申請書作成に当たっての制限

応募時に提出していただいた提案書に記載された内容を逸脱した交付申請（例えば、計画の大幅な変更、提案書に記載された実施体制の変更、提案書に記載された技術開発費の年度ごとの総額を超える申請等）は、原則として認められません。

また、採択時に条件が付された場合、その条件に従って作成していただくことが必要です。

採択された後、**交付申請書**を提出
採択決定後、**提案者の判断で実施体制を変更すること**は特別な理由がある場合を除き**不可。**
提案時の技術開発費の年度ごとの**総額を超えた申請**も**不可。**

P.17　8－3．技術開発の終了後
P.18　9．問い合わせ

（1）事後評価の実施

技術開発終了後に実施する予定の事後評価に協力していただきます。

（5）調査への協力

① 技術開発終了後、成果のフォローアップ調査を行う予定です。ご協力をお願いします。

② 技術開発終了後、本技術開発成果についての追跡調査・評価にご協力いただく場合があります。追跡調査・評価については、＜添付資料６＞をご覧ください。

また、特許等の取得状況調査についても、協力いただく場合が

テーマ終了後に事後評価があります。
また、開発成果についての追跡調査もございますので、ご協力よろしくお願いいたします。

９．問い合わせ

本件に関するお問い合わせは、公募締め切り前日の１７時まで、下記宛電子メールで受け付けます（日本語のみ）。また、希望者に対しては、面談も受け付けます。（審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。）

〇お問い合わせ先：
省エネルギー部「戦略的省エネルギー技術革新プログラム」事務局
電子メールアドレス：shouene@nedo.go.jp

問い合わせは電子メールのみで受け付けます（日本語のみ、電話不可）。
※希望者には面談可能。

P.23　添付資料２　助成事業のポイント

＜添付資料２＞

「助成事業」のポイント

項　目	助成事業（本プログラム）
実施主体	助成事業者（助成事業者が主体的に取り組む技術開発事業を、ＮＥＤＯがその事業費の一部を負担することで支援します）
消費税	対象外経費（税法上は、不課税取引として課税売上計上しない）
研究資産の帰属	助成事業者（処分制限期間があります。 本文「８－３.」及び交付規程第１６条参照）
事業成果の帰属（含む知財）	助成事業者
研究開発体制	ＮＥＤＯ　⇒　助成事業者　（　⇒　委託先） （　⇒　共同研究先）
事業内容の変更の際の事務手続き	「主要な内容の変更」の場合 計画変更承認申請書の提出、 ＮＥＤＯの承認（変更交付決定含む） 「軽微な変更」の場合 計画変更届出書の提出
複数年度契約における期間延長手続き	計画変更承認申請書の提出、ＮＥＤＯの承認（変更交付決定含む）
資産登録	処分制限財産について年度末にＮＥＤＯに報告、また資産標示票（ＮＥＤＯのロゴシール）を貼付
ＮＥＤＯの支払額	対象とする経費実績額×助成率
収益納付	あり（本文「８－３.」。助成事業の完了年度の翌年度以降、８年間は納付、詳細は交付規程第２５条を参照）
財産処分制限	あり（対象は、取得価格又は効用の増加価格が単価５０万円以上の機械及び重要な器具その他の財産）
企業化状況報告書	あり（助成事業完了年度の翌年度以降、８年間は提出、詳細は交付規程第２４条を参照）

１．処分制限：交付規程　第16条

・取得価格又は効用の増加価格が単価５０万円以上の機械および重要な器具その他の財産が対象（耐用年数内）。

・期間は、昭和５３年通商産業省告示第３６０号を準用する。

[内容]

助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合には、あらかじめ**当機構の承認を受ける**必要がある。

２．収益納付：交付規程　第25条

・助成事業者に相当の収益が生じたと認めたときは、助成事業者に対して交付した助成金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることができる。

・期間は、**助成事業の完了年度の翌年度以降8年間**とする。

3. 企業化状況報告書:交付規程　第24条

・助成事業者に助成事業の**完了年度の翌年度以降8年間**、当該助成事業に係る**過去１年間の企業化状況について、報告書を提出**させるものとする。

P.25～29　添付資料３　省エネルギー効果量の計算方法と算出例

<添付資料３>

省エネルギー効果量の計算方法と算出例

必要な省エネルギー効果量に関する計算方法と算出の一例を以下に示します。

２０ＸＸ年時点の省エネルギー効果量　＝　指標Ａ　×　指標Ｂ

指標Ａ：単位当たりの省エネルギー効果量
　当該技術開発による成果物１つ当たりのエネルギー削減量です。
指標Ｂ：２０ＸＸ年時点の市場導入(普及)量
　適用可能な対象市場自体の大きさに対する市場占有率から算出してください。

●省エネルギー効果量算定に当たっての注意

・省エネルギー効果量は、必ず原油に換算(単位はｋＬ／年)して表記してください。この場合、発熱量１ＭＪを原油２．５８×１０$^{-5}$ｋＬ（※）としてください。

※発熱量１ギガジュールを原油０．０２５８キロリットルとして換算すること（省エネ法施行規則第４条）による。

・計算の過程でエネルギー源を熱量に換算する場合は、（別表１）エネルギー源別標準発熱量のうち標準総(高位)発熱量を使用してください。特に、機器の消費電力を換算する際、誤って電力発電端発熱量（８．６８３ＭＪ／ｋＷｈ）を使用する提案が多数あります。送電時の損失等を加味した電力受電端発熱量（９．４８４ＭＪ／ｋＷｈ）の使用が正解ですので、ご注意願います。

・省エネルギーとは、使用する総エネルギーの合理化ですので、省エネルギー効果量算定にあたり、非化石エネルギーへの置き換え等は対象外ですので、ご注意願います。

・計算に用いる数字を設定する際は、客観的なデータを基に使用してください。また、対象市場の規模や占有率の予測は、必ず根拠と併せて示してください。

・成果物が最終製品ではない場合には、当該技術の貢献度を加味して算出してください。

指標Ａ：単位当たりの省エネルギー効果量
⇒成果物１つ当たりのエネルギー削減量
指標Ｂ：20XX年時点の市場導入量
⇒市場導入量＝その時点でのストック

原油への換算は、
発熱量1MJを原油2.58×10^{-5}kL
としてください。

機器の消費電力を熱量換算する場合は、
電力受電端発熱量を使用してください。

計算に用いる数字は**客観的データを基に使用**してください。また、**市場の規模や占有率の予測は根拠を明記**してください。